

大阪市水道事業管理規程第21号

大阪市水道局水道DXの推進体制に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市水道DX戦略（以下「DX戦略」という。）を推進するために大阪市水道局（以下「局」という。）の組織体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(最高デジタル責任者等)

第2条 DX戦略の着実な推進を図るため、局に最高デジタル責任者（以下「CDO」という。）及び副最高デジタル責任者（以下「副CDO」という。）を置く。

2 CDOは、大阪市水道局長をもって充て、副CDOは、大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第2条第2項に規定する局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事をもって充てる。

3 副CDOは、DX戦略の推進に関し、CDOを補佐する。

(DX推進責任者)

第3条 DX戦略第2章に定める水道DXを進める3つの視点ごとのDX戦略に基づく取組の着実かつ総合的な実施を図るため、局に次に掲げるDX推進責任者を置く。

(1) 製造・供給DX推進責任者

(2) サービスDX推進責任者

(3) 業務運営DX推進責任者

2 製造・供給DX推進責任者は、工務部長をもって充て、サービスDX推進責任者は、お客さまサービス担当部長をもって充て、業務運営DX推進責任者は、総務部長をもって充てる。

3 DX推進責任者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるDX戦略の施策の助言者として、次条第1項に規定する部門DX責任者に対し、必要な助言を行う。

(1) 製造・供給DX推進責任者 DX戦略第3章に定める施策

(2) サービスDX推進責任者 DX戦略第4章に定める施策

(3) 業務運営DX推進責任者 DX戦略第5章に定める施策

(部門DX責任者及びDX担当者)

第4条 部長及び担当部長（事務分掌規程第2条第1項及び第3項に規定する部長をいう。以下同じ。）の所管する事務に係るDX戦略に基づく取組の着実な実施を図るため、局に部門DX責任者を置き、当該各部長及び担当部長をもって充てる。

2 部門DX責任者は、その所管する事務に係るDX戦略に基づく取組の責任者として、次項に規

定するD X担当者を指揮監督し、その所管する事務に係るD X戦略に基づく取組を着実に実施しなければならない。

3 課長等（事務分掌規程第1条第1項に掲げる課及び事務分掌規程別表第1に掲げる事業所の長並びに事務分掌規程別表第2に掲げる担当課長をいう。以下同じ。）の所管する事務に係るD X戦略に基づく取組の着実な実施を図るため、局にD X担当者を置き、当該各課長等をもって充てる。

4 D X担当者は、その所管する事務に係るD X戦略に基づく取組の実務上の責任者として、部門D X責任者の命を受けて、その所管する事務に係るD X戦略に基づく取組を着実に実施しなければならない。

（D X統括責任者等）

第5条 部門D X責任者によるD X戦略に基づく取組の着実かつ効果的な実施を図るため、局にD X統括責任者及びD X統括担当者を置く。

2 D X統括責任者は、企画担当部長をもって充て、D X統括担当者は、総務部D X推進課長をもって充てる。

3 D X統括責任者は、C D O及び副C D Oの命を受けて、部門D X責任者によるD X戦略に基づく取組を統括管理するとともに、当該取組の推進のために必要な情報の提供、助言、指導その他の支援を行う。

4 前項に定めるもののほか、D X統括責任者は、部門D X責任者に対して、D X戦略に基づく取組の進捗状況に関し報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

5 D X統括担当者は、D X統括責任者の命を受けて、D X担当者によるD X戦略に基づく取組の進捗状況を把握するとともに、当該取組が着実かつ効果的に実施されるよう必要な情報の提供、助言、指導その他の支援を行う。

（最高デジタル責任者への進捗状況の報告）

第6条 D X統括責任者は、毎年度の半期ごとにD X戦略に基づく取組の進捗状況を取りまとめ、副C D Oを経由してC D Oに報告する。

2 前項に定めるもののほか、C D O及び副C D Oは、必要があると認めるときは、D X統括責任者に対して、D X戦略に基づく取組の進捗状況について報告を求めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。